

盛岡市・玉山村合併協議会について

平成17年11月28日
市長公室

盛岡市・玉山村合併協議会については、11月26日に第9回協議会を開催し、玉山総合事務所の組織機構の概要の報告等を行いましたので、その内容を説明するものです。

○ 第9回協議会について

- I 玉山総合事務所の組織機構の概要について
- II 事務事業の調整結果について
- III 盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について
- IV 合併記念式典及び合併記念祝賀会について

I 玉山総合事務所の組織機構の概要について

1 地域自治区「玉山区」について（合併協定項目－10）

(1) 地域自治区の設置

合併特例法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に設置する。

(2) 地域自治区の名称

玉山区とする。

(3) 設置期間

合併の日から平成28年3月31日とする。

(4) 地域自治区の事務所

位置は合併前の玉山村役場、名称は、玉山総合事務所とし、所管区域は、合併前の玉山村の区域とする。

2 玉山総合事務所の所掌事務について（合併協定項目－13）

玉山総合事務所は、住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策の推進に関する事務、地域協議会の庶務に関する事務を分掌する。

管理部門及び事務事業の遂行上、効果的に進める必要がある部門については、合併時に本庁に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来たすことのないように配慮の上、適時・適切、段階的に再編、見直しを図ることとする。

3 玉山総合事務所の長について（合併協定項目－10）

(1) 区長の設置

玉山総合事務所の長に代えて、区長を置く。

(2) 身分

常勤の特別職

(3) 任期

2年とし、再任を妨げない。

(4) 給料

給料月額 663,300 円以内で市長が定める額

4 区長の権限等

(1) 玉山総合事務所の組織上の位置付け

玉山総合事務所の組織規模は、本庁における部相当とし、事務事業を遂行する。

(2) 区長の専決権限について

区長の専決権限は、玉山総合事務所の分掌事務に関して、盛岡市助役の専決権と同程度とする。ただし、市長の代決権は有しない。

(3) 人事関係について

区長は、玉山総合事務所内職員のサービスの管理監督を行う。

(4) 企画関係について

- ① 区長は、市政運営に係る基本方針の決定及び重要施策等の総合的な調整等に関する会議に参画する。(庁議、政策形成推進会議への出席)
- ② 区長は、地域協議会の庶務及び運営に関する事務を統括する。
- ③ 地域振興策については、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴くなど配慮し、企画する。

(5) 財政、契約関係について

- ① 区長は、専決権限の範囲内で玉山総合事務所内における予算等の執行管理を行う。なお、新市における予算等に関する取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 新市の財政担当部署は、本庁に一元化する。
 - イ 予算編成は、行政評価に基づく施策毎枠配分方式により行うが、新市建設計画については、合併効果による歳入増加分を財源とした予算の確保に努める。
- ② 玉山区に係る工事の入札及び契約事務については、発注の公平性を確保するため、本庁一元化とする。
 - ア 玉山村の入札参加資格者については、盛岡市の区分に分けて引き継ぎ、一元管理する。
 - イ 玉山区に係る工事の発注については、当分の間、特例措置を設けることとし、要件は、次のとおりとする。
 - ・対象金額・・・発注標準額が5,000万円未満の工事とする。
 - ・特例期間・・・平成19年5月31日までとする。
 - ・入札方法・・・通常型指名競争入札とする。
 - ・特例要件・・・玉山区に本社を有する者だけで競争性が確保できる5者以上の指名が可能な場合に限る。(確保できない場合は、玉山区長と協議する。)
 - ウ 玉山区に係る1件500万円以上5,000万円未満の工事に係る執行伺については、区長に合議するものとする。
 - エ 発注方針については、「市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会」において審議し、決めるものとする。

5 新市建設計画事業関係

- (1) 土木、建設等の計画及び新設・改築等の事務については、市域全体の観点からの

計画の妥当性や緊急性、優位性等を考慮し、本庁又は本庁の部直轄の出張所機関等を配置して対応する。

- ① 新市建設計画事業及び新規事業等については、本庁一元化とし、維持管理事業（除雪も含む）については玉山総合事務所で行う。

6 地域協議会について（合併協定項目－10）

（1）委員

- ① 委員数は、15人以内とする。
- ② 構成員は、地域自治区内に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が選任する。
 - ・ 公共的団体が推薦する者
 - ・ 知識経験を有する者
 - ・ その他市長が必要と認めた者

（2）任期

委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

（3）所掌事項

- ① 地方自治法第202条の7に規定する事項
- ② 地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。
 - ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
 - イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
 - ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項

7 事務長の配置及び権限

（1）玉山総合事務所に事務長職を設置する。

事務長は、区長を補佐し、総合事務所内の各課を総括する役割とし、専決権限は、玉山総合事務所の分掌事務に関して、本庁の部長と同程度とする。

（2）庁議及び政策形成推進会議等に参加する。

8 組織機構

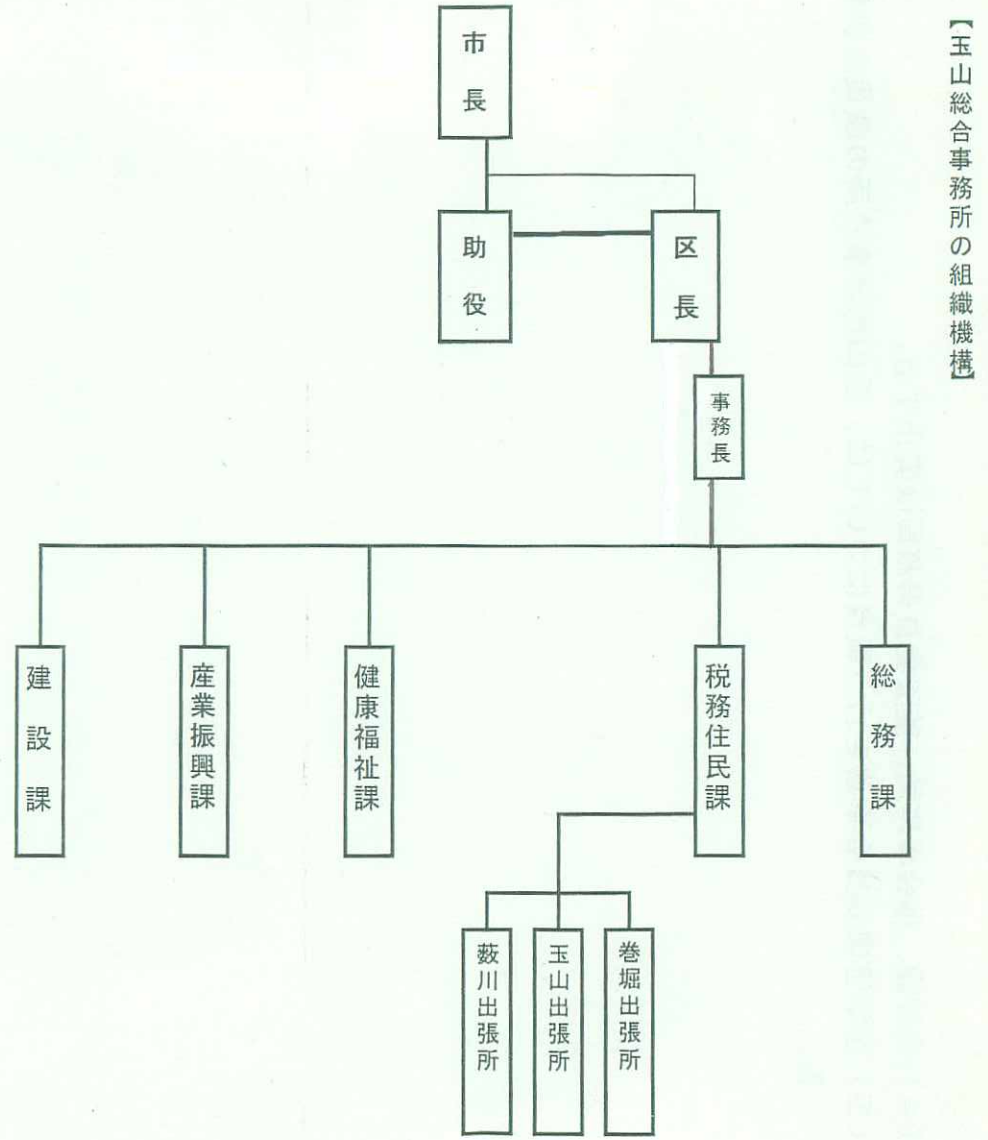
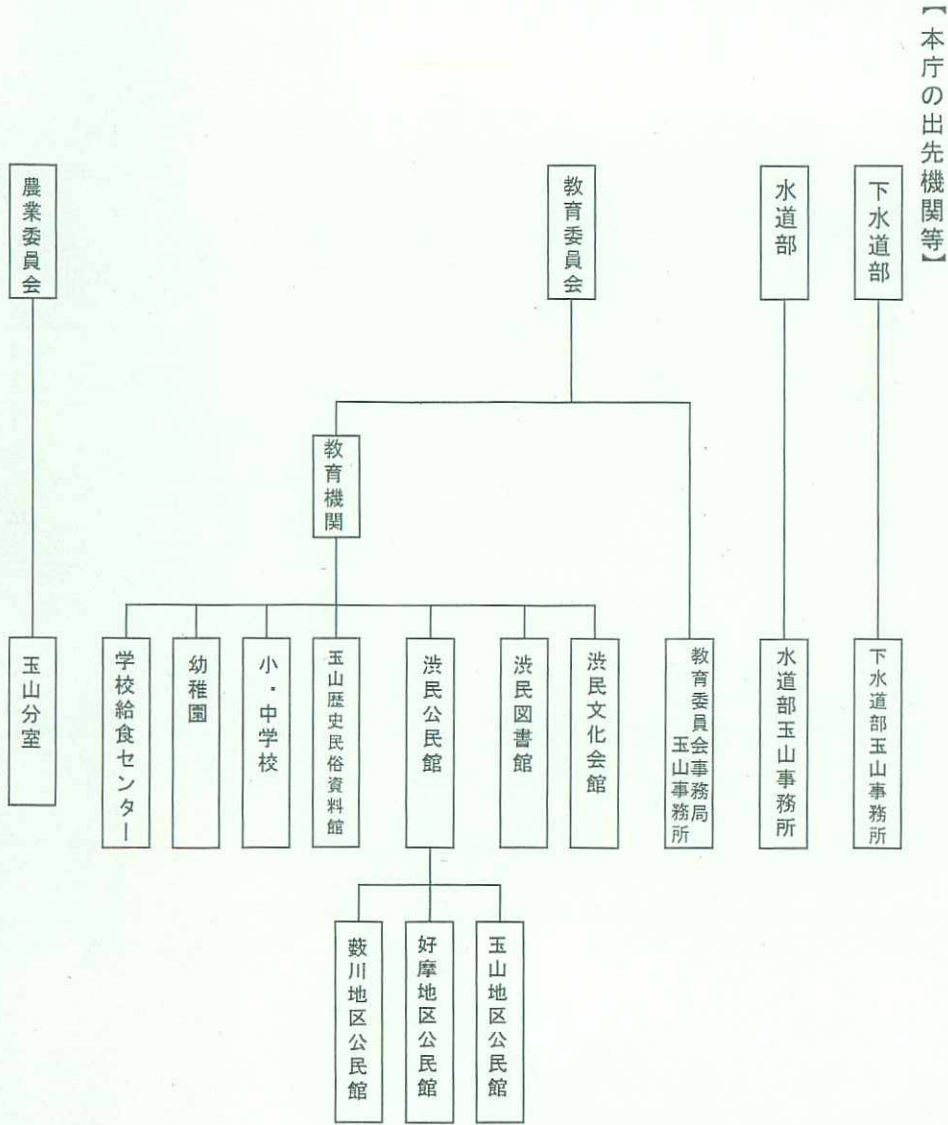
（1）玉山総合事務所は、5課体制とする。（総務課と総合政策室、税務課と住民生活課の統合）

（2）下水道部及び水道部にそれぞれ玉山事務所を設置し、農業委員会に玉山分室を設置する。

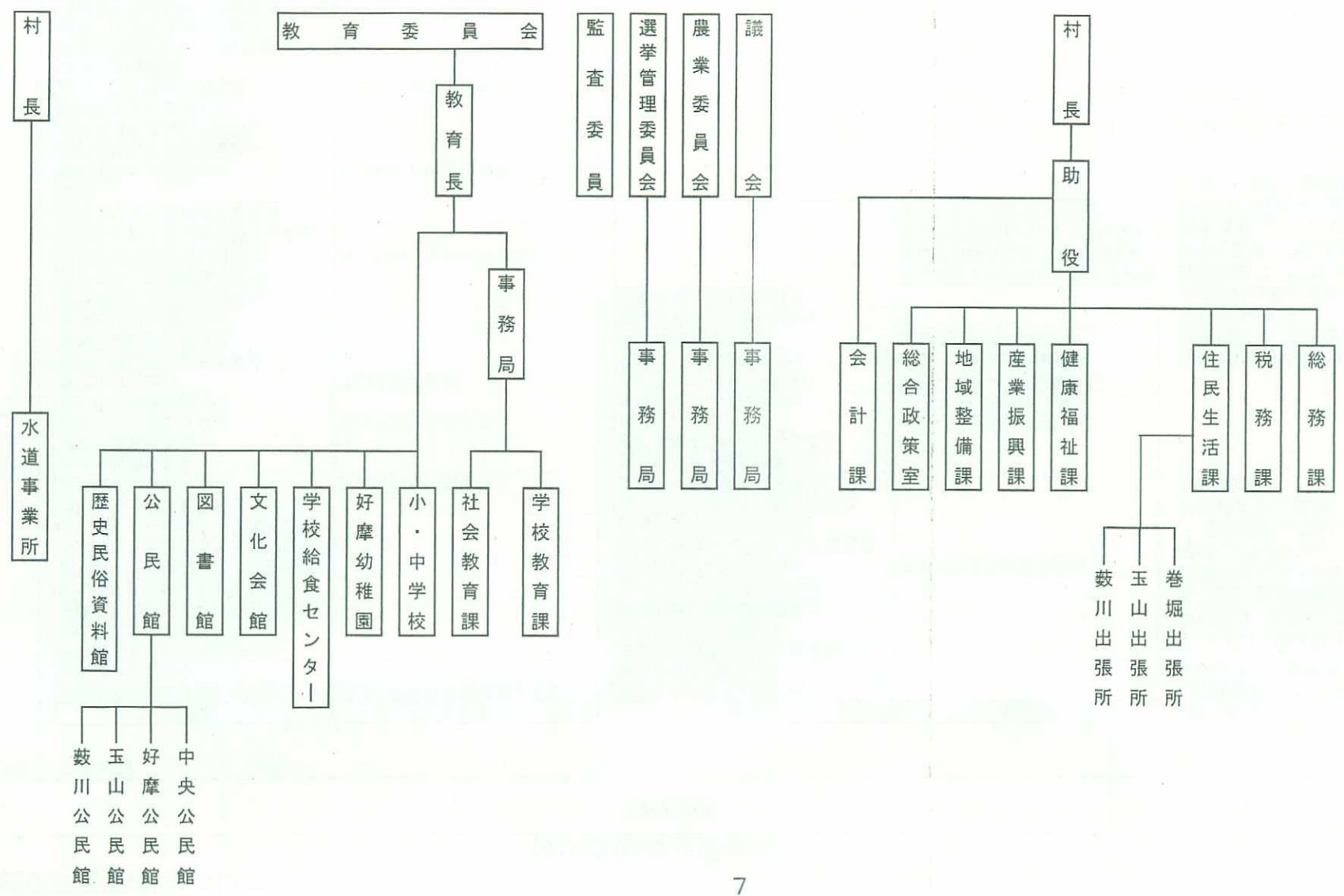
（3）教育委員会事務局に玉山事務所を設置する。また、地区内社会教育施設を教育機関として位置付ける。

- (4) 会計課、議会事務局、監査委員事務局は廃止する。
- (5) 選挙管理委員会事務を行う職員については、玉山総合事務所の職員を併任発令する。

行政組織機構図(案)



玉山村行政組織機構図



II 事務事業の調整結果について

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																																																																																																																																																		
13 事務組織及び機構の取扱い	附属機関	○現況																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市国民健康保険運営協議会</td> <td>玉山村国民健康保険運営協議会</td> <td>盛岡市農業振興対策協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市水防協議会</td> <td></td> <td>盛岡市林業振興審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浅岸地区土地区画整理審議会</td> <td></td> <td>盛岡市道路事業費受益者負担金審</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太田地区土地区画整理審議会</td> <td></td> <td>盛岡市住宅対策審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡駅西口地区土地区画整理審議</td> <td></td> <td>盛岡市建築紛争調整委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙北西地区土地区画整理審議会</td> <td></td> <td>盛岡市国土利用計画審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都南中央第一地区土地区画整理審</td> <td></td> <td>盛岡市青少年問題協議会</td> <td>玉山村青少年問題協議会</td> </tr> <tr> <td>下永林第三地区土地区画整理審議</td> <td></td> <td>盛岡市有線テレビジョン放送番組審</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都南中央第三地区土地区画整理審</td> <td></td> <td>盛岡市廃棄物対策審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道明地区土地区画整理審議会</td> <td></td> <td>盛岡市中央卸売市場運営協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市都市計画審議会</td> <td>玉山村都市計画審議会</td> <td>盛岡市水道事業経営審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市開発審査会</td> <td></td> <td>盛岡市水道水源保護審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市建築審査会</td> <td></td> <td>盛岡市障害児就学指導委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市民生委員推薦会</td> <td>玉山村民生委員推薦会</td> <td>盛岡市社会教育委員</td> <td>玉山村社会教育委員</td> </tr> <tr> <td>盛岡市介護認定審査会</td> <td></td> <td>盛岡市文化財保護審議会</td> <td>玉山村文化財保護審議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市防災会議</td> <td>玉山村防災会議</td> <td>盛岡市スポーツ振興審議会</td> <td>玉山村スポーツ振興審議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市吏員懲戒審査委員会</td> <td></td> <td>盛岡市公民館運営審議会</td> <td>玉山村公民館運営審議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市表彰選考委員会</td> <td></td> <td>盛岡市図書館協議会</td> <td>玉山村立図書館協議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市情報公開審査会</td> <td></td> <td>盛岡市子ども科学館協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市個人情報保護審査会</td> <td></td> <td>盛岡市先人記念館協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市個人情報保護審議会</td> <td></td> <td></td> <td>玉山村歴史民俗資料館運営審議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市特別職報酬等審議会</td> <td>玉山村特別職報酬等審議会</td> <td></td> <td>玉山村教育振興基本対策審議会</td> </tr> <tr> <td>盛岡市公務災害補償等認定委員会</td> <td></td> <td></td> <td>玉山村学校給食センター運営委員</td> </tr> <tr> <td>盛岡市公務災害補償等審査会</td> <td></td> <td></td> <td>玉山村文化会館運営委員会</td> </tr> <tr> <td>顧問</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市総合計画審議会</td> <td>玉山村総合計画審議会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市住居表示整備審議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市市有墓地処分審議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市財産評価委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市交通安全対策会議</td> <td>玉山村交通安全対策会議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市環境審議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市ラブホテル建築審査会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市介護保険運営協議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市工場等設置奨励委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市創業者支援審議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市観光審議会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村	盛岡市国民健康保険運営協議会	玉山村国民健康保険運営協議会	盛岡市農業振興対策協議会		盛岡市水防協議会		盛岡市林業振興審議会		浅岸地区土地区画整理審議会		盛岡市道路事業費受益者負担金審		太田地区土地区画整理審議会		盛岡市住宅対策審議会		盛岡駅西口地区土地区画整理審議		盛岡市建築紛争調整委員会		仙北西地区土地区画整理審議会		盛岡市国土利用計画審議会		都南中央第一地区土地区画整理審		盛岡市青少年問題協議会	玉山村青少年問題協議会	下永林第三地区土地区画整理審議		盛岡市有線テレビジョン放送番組審		都南中央第三地区土地区画整理審		盛岡市廃棄物対策審議会		道明地区土地区画整理審議会		盛岡市中央卸売市場運営協議会		盛岡市都市計画審議会	玉山村都市計画審議会	盛岡市水道事業経営審議会		盛岡市開発審査会		盛岡市水道水源保護審議会		盛岡市建築審査会		盛岡市障害児就学指導委員会		盛岡市民生委員推薦会	玉山村民生委員推薦会	盛岡市社会教育委員	玉山村社会教育委員	盛岡市介護認定審査会		盛岡市文化財保護審議会	玉山村文化財保護審議会	盛岡市防災会議	玉山村防災会議	盛岡市スポーツ振興審議会	玉山村スポーツ振興審議会	盛岡市吏員懲戒審査委員会		盛岡市公民館運営審議会	玉山村公民館運営審議会	盛岡市表彰選考委員会		盛岡市図書館協議会	玉山村立図書館協議会	盛岡市情報公開審査会		盛岡市子ども科学館協議会		盛岡市個人情報保護審査会		盛岡市先人記念館協議会		盛岡市個人情報保護審議会			玉山村歴史民俗資料館運営審議会	盛岡市特別職報酬等審議会	玉山村特別職報酬等審議会		玉山村教育振興基本対策審議会	盛岡市公務災害補償等認定委員会			玉山村学校給食センター運営委員	盛岡市公務災害補償等審査会			玉山村文化会館運営委員会	顧問				盛岡市総合計画審議会	玉山村総合計画審議会			盛岡市住居表示整備審議会				盛岡市市有墓地処分審議会				盛岡市財産評価委員会				盛岡市交通安全対策会議	玉山村交通安全対策会議			盛岡市環境審議会				盛岡市ラブホテル建築審査会				盛岡市介護保険運営協議会				盛岡市工場等設置奨励委員会				盛岡市創業者支援審議会				盛岡市観光審議会			
盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村																																																																																																																																																		
盛岡市国民健康保険運営協議会	玉山村国民健康保険運営協議会	盛岡市農業振興対策協議会																																																																																																																																																			
盛岡市水防協議会		盛岡市林業振興審議会																																																																																																																																																			
浅岸地区土地区画整理審議会		盛岡市道路事業費受益者負担金審																																																																																																																																																			
太田地区土地区画整理審議会		盛岡市住宅対策審議会																																																																																																																																																			
盛岡駅西口地区土地区画整理審議		盛岡市建築紛争調整委員会																																																																																																																																																			
仙北西地区土地区画整理審議会		盛岡市国土利用計画審議会																																																																																																																																																			
都南中央第一地区土地区画整理審		盛岡市青少年問題協議会	玉山村青少年問題協議会																																																																																																																																																		
下永林第三地区土地区画整理審議		盛岡市有線テレビジョン放送番組審																																																																																																																																																			
都南中央第三地区土地区画整理審		盛岡市廃棄物対策審議会																																																																																																																																																			
道明地区土地区画整理審議会		盛岡市中央卸売市場運営協議会																																																																																																																																																			
盛岡市都市計画審議会	玉山村都市計画審議会	盛岡市水道事業経営審議会																																																																																																																																																			
盛岡市開発審査会		盛岡市水道水源保護審議会																																																																																																																																																			
盛岡市建築審査会		盛岡市障害児就学指導委員会																																																																																																																																																			
盛岡市民生委員推薦会	玉山村民生委員推薦会	盛岡市社会教育委員	玉山村社会教育委員																																																																																																																																																		
盛岡市介護認定審査会		盛岡市文化財保護審議会	玉山村文化財保護審議会																																																																																																																																																		
盛岡市防災会議	玉山村防災会議	盛岡市スポーツ振興審議会	玉山村スポーツ振興審議会																																																																																																																																																		
盛岡市吏員懲戒審査委員会		盛岡市公民館運営審議会	玉山村公民館運営審議会																																																																																																																																																		
盛岡市表彰選考委員会		盛岡市図書館協議会	玉山村立図書館協議会																																																																																																																																																		
盛岡市情報公開審査会		盛岡市子ども科学館協議会																																																																																																																																																			
盛岡市個人情報保護審査会		盛岡市先人記念館協議会																																																																																																																																																			
盛岡市個人情報保護審議会			玉山村歴史民俗資料館運営審議会																																																																																																																																																		
盛岡市特別職報酬等審議会	玉山村特別職報酬等審議会		玉山村教育振興基本対策審議会																																																																																																																																																		
盛岡市公務災害補償等認定委員会			玉山村学校給食センター運営委員																																																																																																																																																		
盛岡市公務災害補償等審査会			玉山村文化会館運営委員会																																																																																																																																																		
顧問																																																																																																																																																					
盛岡市総合計画審議会	玉山村総合計画審議会																																																																																																																																																				
盛岡市住居表示整備審議会																																																																																																																																																					
盛岡市市有墓地処分審議会																																																																																																																																																					
盛岡市財産評価委員会																																																																																																																																																					
盛岡市交通安全対策会議	玉山村交通安全対策会議																																																																																																																																																				
盛岡市環境審議会																																																																																																																																																					
盛岡市ラブホテル建築審査会																																																																																																																																																					
盛岡市介護保険運営協議会																																																																																																																																																					
盛岡市工場等設置奨励委員会																																																																																																																																																					
盛岡市創業者支援審議会																																																																																																																																																					
盛岡市観光審議会																																																																																																																																																					

附属機関調整表

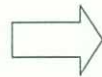
別紙

No	盛岡市	委員定数 (現行委員数)	玉山村	委員定数 (現行委員数)	合併後の附属機関名称	委員定数	調整内容
1	盛岡市国民健康保険運営協議会	18人(18)	玉山村国民健康保険運営協議会	9人(9)	盛岡市国民健康保険運営協議会	21人	合併時に統合
2	盛岡市水防協議会	19人(19)			盛岡市水防協議会	19人	盛岡市の制度を存続(盛岡市防災会議と統合予定)
3	浅岸地区土地区画整理審議会	10人(10)			浅岸地区土地区画整理審議会	10人	盛岡市の制度を存続
4	太田地区土地区画整理審議会	15人(13)			太田地区土地区画整理審議会	15人	〃
5	盛岡駅西口地区土地区画整理審議会	10人(10)			盛岡駅西口地区土地区画整理審議会	10人	〃
6	仙北西地区土地区画整理審議会	15人(0)			仙北西地区土地区画整理審議会	15人	〃
7	都南中央第一地区土地区画整理審議会	15人(14)			都南中央第一地区土地区画整理審議会	15人	〃
8	下永林第三地区土地区画整理審議会	10人(0)			下永林第三地区土地区画整理審議会	10人	〃
9	都南中央第三地区土地区画整理審議会	10人(8)			都南中央第三地区土地区画整理審議会	10人	〃
10	道明地区土地区画整理審議会	15人(15)			道明地区土地区画整理審議会	15人	〃
11	盛岡市都市計画審議会	22人以内(22)	玉山村都市計画審議会	10人以内(10)	盛岡市都市計画審議会	27人以内	合併時に統合
12	盛岡市開発審査会	7人(7)			盛岡市開発審査会	7人	盛岡市の制度を存続
13	盛岡市建築審査会	7人(7)			盛岡市建築審査会	7人	〃
14	盛岡市民生委員推薦会	14人以内(14)	玉山村民生委員推薦会	7人以内(7)	盛岡市民生委員推薦会	14人以内	合併時に統合
15	盛岡市介護認定審査会	70人(70)			盛岡市介護認定審査会	70人(合併翌年度から75)	盛岡市の制度を存続
16	盛岡市防災会議	57人(55)	玉山村防災会議	34人(34)	盛岡市防災会議	57人	合併時に統合
17	盛岡市吏員懲戒審査委員会	5人(0)			盛岡市吏員懲戒審査委員会	5人	盛岡市の制度を存続
18	盛岡市表彰選考委員会	12人(12)			盛岡市表彰選考委員会	12人	〃
19	盛岡市情報公開審査会	5人以内(5)			盛岡市情報公開審査会	5人以内	〃
20	盛岡市個人情報保護審査会	5人以内(5)			盛岡市個人情報保護審査会	5人以内	〃
21	盛岡市個人情報保護審議会	10人以内(10)			盛岡市個人情報保護審議会	10人以内	〃
22	盛岡市特別職報酬等審議会	10人(0)	玉山村特別職報酬等審議会	7人(0)	盛岡市特別職報酬等審議会	10人	合併時に統合
23	盛岡市公務災害補償等認定委員会	5人(0)			盛岡市公務災害補償等認定委員会	5人	盛岡市の制度を存続
24	盛岡市公務災害補償等審査会	3人(0)			盛岡市公務災害補償等審査会	3人	〃

No	盛岡市	委員定数 (現行委員数)	玉山村	委員定数 (現行委員数)	合併後の附属機関名称	委員定数	調整内容
25	顧問	若干名(0)			顧問	若干名	盛岡市の制度を存続
26	盛岡市総合計画審議会	30人以内(26)	玉山村総合計画審議会	15人以内(0)	盛岡市総合計画審議会	30人以内	合併時に統合
27	盛岡市住居表示整備審議会	15人以内(13)			盛岡市住居表示整備審議会	15人以内	盛岡市の制度を存続
28	盛岡市市有墓地処分審議会	15人以内(0)			盛岡市市有墓地処分審議会	15人以内	〃
29	盛岡市財産評価委員会	5人以内(5)			盛岡市財産評価委員会	5人以内	〃
30	盛岡市交通安全対策会議	16人以内(16)	玉山村交通安全対策会議	14人(0)	盛岡市交通安全対策会議	16人以内	合併時に統合
31	盛岡市環境審議会	20人以内(20)			盛岡市環境審議会	22人以内	盛岡市の制度を存続
32	盛岡市ラブホテル建築審査会	7人以内(6)			盛岡市ラブホテル建築審査会	7人以内	〃
33	盛岡市介護保険運営協議会	15人(15)			盛岡市介護保険運営協議会	15人	〃
34	盛岡市工場等設置奨励委員会	9人以内(7)			盛岡市工場等設置奨励委員会	9人以内	〃
35	盛岡市創業者支援審議会	5人以内(5)			盛岡市創業者支援審議会	5人以内	〃
36	盛岡市観光審議会	20人以内(16)			盛岡市観光審議会	20人以内	〃
37	盛岡市農業振興対策協議会	20人以内(15)			盛岡市農業振興対策協議会	20人以内	〃
38	盛岡市林業振興審議会	20人以内(17)			盛岡市林業振興審議会	20人以内	〃
39	盛岡市道路事業費受益者負担金審議会	12人(0)			盛岡市道路事業費受益者負担金審議会	12人	〃
40	盛岡市住宅対策審議会	15人以内(13)			盛岡市住宅対策審議会	15人以内	〃
41	盛岡市建築紛争調整委員会	5人以内(5)			盛岡市建築紛争調整委員会	5人以内	〃
42	盛岡市国土利用計画審議会	25人以内(20)			盛岡市国土利用計画審議会	25人以内	〃
43	盛岡市青少年問題協議会	26人以内(25)	玉山村青少年問題協議会	30人以内(18)	盛岡市青少年問題協議会	33人以内	合併時に統合
44	盛岡市有線テレビジョン放送番組審議会	12人以内(9)			盛岡市有線テレビジョン放送番組審議会	12人以内	盛岡市の制度を存続
45	盛岡市廃棄物対策審議会	20人以内(20)			盛岡市廃棄物対策審議会	22人以内	〃
46	盛岡市中央卸売市場運営協議会	20人以内(16)			盛岡市中央卸売市場運営協議会	20人以内	〃
47	盛岡市水道事業経営審議会	13人以内(12)			盛岡市水道事業経営審議会	13人以内	〃
48	盛岡市水道水源保護審議会	15人以内(14)			盛岡市水道水源保護審議会	15人以内	〃
49	盛岡市障害児就学指導委員会	15人以内(12)			盛岡市障害児就学指導委員会	15人以内	〃
50	盛岡市社会教育委員	20人以内(18)	玉山村社会教育委員	20人以内(16)	盛岡市社会教育委員	20人以内	合併時に統合
51	盛岡市文化財保護審議会	10人以内(8)	玉山村文化財保護審議会	10人以内(5)	盛岡市文化財保護審議会	10人以内	〃

No	盛岡市	委員定数 (現行委員数)	玉山村	委員定数 (現行委員数)	合併後の附属機関名称	委員定数	調整内容
52	盛岡市スポーツ振興審議会	20人以内(18)	玉山村スポーツ振興審議会	20人以内(15)	盛岡市スポーツ振興審議会	20人以内	合併時に統合
53	盛岡市公民館運営審議会	25人以内(17)	玉山村公民館運営審議会	20人以内(16)	盛岡市公民館運営審議会	25人以内	"
54	盛岡市図書館協議会	15人以内(12)	玉山村立図書館協議会	15人以内(10)	盛岡市図書館協議会	15人以内	"
55	盛岡市子ども科学館協議会	15人以内(12)			盛岡市子ども科学館協議会	15人以内	盛岡市の制度を存続
56	盛岡市先人記念館協議会	10人以内(10)			盛岡市先人記念館協議会	10人以内	"
57			玉山村歴史民俗資料館運営審議会	5人以内(5)		5人以内	附属機関以外として統合存続
58			玉山村教育振興基本対策審議会	11人以内(11)			合併時に廃止
59			玉山村学校給食センター運営委員会	25人以内(25)		25人以内	附属機関以外として存続
60			玉山村文化会館運営委員会	15人以内(9)		15人以内	"
61					(仮称)盛岡市牧野運営協議会	15人以内	合併により新設
62					地域協議会	15人以内	"

現在の附属機関数 73
(盛岡市56、玉山村17)



合併後の附属機関数 58

2市村に置かれている附属機関	26
盛岡市のみで置かれている附属機関	43
玉山村のみで置かれている附属機関	4

合併時に統合	13
盛岡市の制度を存続	43
合併により新設	2

附属機関以外として存続	3
合併時に廃止	1

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容															
15 使用料, 手数料等の取扱い	下水道使用料賦課・徴収事務	<p>○現況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金/月</td> <td>900円(第1種)・1,330円(第2種)</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>第1段～ 94円,119円,168円,224円</td> <td>第1段～ 110円,120円,130円,140円～</td> </tr> <tr> <td>従量区分</td> <td>従量区分数4</td> <td>従量区分数8</td> </tr> <tr> <td>料金徴収方法</td> <td>毎月・隔月</td> <td>毎月</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	基本料金/月	900円(第1種)・1,330円(第2種)	1,300円	従量料金	第1段～ 94円,119円,168円,224円	第1段～ 110円,120円,130円,140円～	従量区分	従量区分数4	従量区分数8	料金徴収方法	毎月・隔月	毎月	<p>(協定内容) 「合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村の大口需要者(51㎡/月以上)に対する経過措置を設ける。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金, 従量料金, 従量区分及び料金徴収方法を合併時に盛岡市の例により統合する。 ・玉山区の水道システムに乗っている下水道料金のプログラムを修正する。(区分及び単価) ・大口需用者の緩和措置として, 合併時から平成23年3月分まで, 従量料金の第4段単価を191円とする。ただし, 使用料改定がある場合はこの限りではない。
	盛岡市	玉山村																
基本料金/月	900円(第1種)・1,330円(第2種)	1,300円																
従量料金	第1段～ 94円,119円,168円,224円	第1段～ 110円,120円,130円,140円～																
従量区分	従量区分数4	従量区分数8																
料金徴収方法	毎月・隔月	毎月																
25-33 指定金融機関の調整等	指定金融機関の営業について	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 指定金融機関の窓口 岩手銀行盛岡市役所出張所が営業 (9:00～15:00)窓口払い有り ・玉山村 指定金融機関の窓口 新岩手農協役場出張所が営業 (8:30～17:00)窓口払い有り 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市の指定金融機関(岩手銀行に玉山総合事務所への職員派遣を依頼し, 公金の収納事務を行う。 取扱時間 9:15～12:00, 13:00～14:45 ・派遣期間は, 平成18年1月10日から平成21年3月31日までとする。 平成21年度以降の派遣については, 取扱件数等により指定金融機関と協議する。 															

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容														
23 行政区の取扱い	コミュニティ推進事業(コミュニティ地区の設定)	<p>○現況 盛岡市のコミュニティ地区組織は、玉山村にはない。</p> <p>○コミュニティとは ・盛岡市では、地区活動推進会や福祉推進会等の名称で組織化され、これらの団体によりスポーツ大会や文化活動、会報の発行などのコミュニティ活動が展開されており、市民部が所管となり当該経費の2分の1以内で5万1千円を限度に補助金を交付している。</p>	<p>・玉山区は好摩、巻堀・姫神、渋民、玉山・藪川の4地区を設定する。</p>														
25-29 コミュニティ施策	コミュニティセンター	<p>○現況 9館のコミュニティセンターは村が設置した自治公民館であり、教育委員会で所管しているが、盛岡市には行政が設置した自治公民館はない。このほか、これに類する施設として防災センターやコミュニティ消防センター、防災拠点施設が合わせて5館ある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>好摩地区コミュニティセンター</td> <td>巻堀地区コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>外山地区コミュニティセンター</td> <td>芋田地区コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>日戸地区コミュニティセンター</td> <td>好摩東地区防災センター</td> </tr> <tr> <td>川又地区コミュニティセンター</td> <td>山谷川目コミュニティ消防センター</td> </tr> <tr> <td>生出3地区コミュニティセンター</td> <td>城内地区コミュニティ消防センター</td> </tr> <tr> <td>渋民地区コミュニティセンター</td> <td>下田川崎地区コミュニティ消防センター</td> </tr> <tr> <td>山田地区コミュニティセンター</td> <td>永井地区防災拠点施設</td> </tr> </table>	好摩地区コミュニティセンター	巻堀地区コミュニティセンター	外山地区コミュニティセンター	芋田地区コミュニティセンター	日戸地区コミュニティセンター	好摩東地区防災センター	川又地区コミュニティセンター	山谷川目コミュニティ消防センター	生出3地区コミュニティセンター	城内地区コミュニティ消防センター	渋民地区コミュニティセンター	下田川崎地区コミュニティ消防センター	山田地区コミュニティセンター	永井地区防災拠点施設	<p>・外山を除くコミュニティセンター8館と防災センター等5館を合わせて13館をコミュニティセンターとする。外山地区コミュニティセンターは廃止する。</p> <p>・コミュニティセンターは盛岡にはない地区限定の施設であることから、合併建設計画のある平成24年度までは玉山総合事務所の所管とし、その後は市民活動推進課の所管とする。</p>
好摩地区コミュニティセンター	巻堀地区コミュニティセンター																
外山地区コミュニティセンター	芋田地区コミュニティセンター																
日戸地区コミュニティセンター	好摩東地区防災センター																
川又地区コミュニティセンター	山谷川目コミュニティ消防センター																
生出3地区コミュニティセンター	城内地区コミュニティ消防センター																
渋民地区コミュニティセンター	下田川崎地区コミュニティ消防センター																
山田地区コミュニティセンター	永井地区防災拠点施設																

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容				
25-4 広報広聴事業	地区懇談会について	<p>○現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">盛岡市</th> <th style="width: 50%;">玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>①市政推進懇談会 全町内会・自治会長を対象に毎年4月に実施 市政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p> <p>②まちづくり懇談会 全コミュニティ26地区を対象に実施 2年で一巡 当該地域の課題等についての懇談</p> <p>③地域勉強会 単位町内会等の要請により随時実施</p> <p>④各種団体との懇談会等 各種団体の要請等により随時実施</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>①自治会長との懇談 毎年、全村と地区別(玉山・藪川、洪民及び 巻堀の3地区)で実施 村政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p> </td> </tr> </tbody> </table>	盛岡市	玉山村	<p>①市政推進懇談会 全町内会・自治会長を対象に毎年4月に実施 市政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p> <p>②まちづくり懇談会 全コミュニティ26地区を対象に実施 2年で一巡 当該地域の課題等についての懇談</p> <p>③地域勉強会 単位町内会等の要請により随時実施</p> <p>④各種団体との懇談会等 各種団体の要請等により随時実施</p>	<p>①自治会長との懇談 毎年、全村と地区別(玉山・藪川、洪民及び 巻堀の3地区)で実施 村政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p>	<p>(協定内容) 「盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村のまちづくり懇談会については、4地区で開催する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に盛岡市の例により統合する。 ・玉山区におけるまちづくり懇談会は、コミュニティ地区(玉山・藪川、洪民、巻堀・姫神及び好摩地区)で実施する。 ・玉山区の自治会長との懇談は、盛岡市の市政推進懇談会と統合して実施する。
盛岡市	玉山村						
<p>①市政推進懇談会 全町内会・自治会長を対象に毎年4月に実施 市政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p> <p>②まちづくり懇談会 全コミュニティ26地区を対象に実施 2年で一巡 当該地域の課題等についての懇談</p> <p>③地域勉強会 単位町内会等の要請により随時実施</p> <p>④各種団体との懇談会等 各種団体の要請等により随時実施</p>	<p>①自治会長との懇談 毎年、全村と地区別(玉山・藪川、洪民及び 巻堀の3地区)で実施 村政方針等の説明と意見・提言等の聴取</p>						
	統計調査員協議会について	<p>○現況</p> <p>盛岡市 盛岡市の統計調査員により「盛岡市統計調査員協議会」が設置されている。 会長 1人 副会長 3人 会員数 216人(H17.4.1現在)</p> <p>玉山村 玉山村の統計調査員により「玉山村統計調査員協議会」が設置されている。 会長 1人 副会長 2人 会員数 67人(H17.4.1現在・3人欠員の状態)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉山村統計調査員協議会」の組織は、合併後に「盛岡市統計調査員協議会」に統合するよう協議する。 				

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容																		
16 公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>盛岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業が円滑に行われるよう運営費等の補助を行っている。 ・人件費の補助, 総合福祉センター運営費の補助, 各種事業の補助を行っている。 ・職員の派遣は行っていない。 ・理事として保健福祉部長, 評議員として障害福祉課長, 高齢福祉課長が就任している。 ・月が丘老人デイサービスセンター, 盛岡駅西口老人デイサービスセンターの管理運営を委託している。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>玉山村</p> <p>【職員体制】会長1名, 副会長2名, 理事12名, 監事3名, 健康福祉課長が評議員局長1名村から出向, 職員3名, ヘルパー3名, 児童厚生員13名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業委託している。(児童館, 介護関係事業等) </div>	<p>(協定内容)</p> <p>「合併時に統合する」</p> <p>・平成18年3月1日に統合する。</p>																		
16 公共的団体等の取扱い	老人クラブ連合会	<p>○現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">盛岡市</th> <th style="width: 40%;">玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td style="text-align: center;">盛岡市老人クラブ連合会</td> <td style="text-align: center;">玉山村老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td>単位老人クラブ数</td> <td style="text-align: center;">229</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td style="text-align: center;">15,876人</td> <td style="text-align: center;">1,483人</td> </tr> <tr> <td>加入率</td> <td style="text-align: center;">23.80%</td> <td style="text-align: center;">35.70%</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: center;">4,594,000円 県基準額+市単独加算額(クラブ数)</td> <td style="text-align: center;">434,000円</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	名称	盛岡市老人クラブ連合会	玉山村老人クラブ連合会	単位老人クラブ数	229	38	会員数	15,876人	1,483人	加入率	23.80%	35.70%	補助金額	4,594,000円 県基準額+市単独加算額(クラブ数)	434,000円	<p>(協定内容)</p> <p>「合併時は現行どおりとし, 合併翌年度に盛岡市の例により統合する方向で各老人クラブ連合会と協議する。」</p> <p>・合併時は現行どおりとし, 合併翌年度に盛岡市の例により統合する。</p>
	盛岡市	玉山村																			
名称	盛岡市老人クラブ連合会	玉山村老人クラブ連合会																			
単位老人クラブ数	229	38																			
会員数	15,876人	1,483人																			
加入率	23.80%	35.70%																			
補助金額	4,594,000円 県基準額+市単独加算額(クラブ数)	434,000円																			

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容
25-22 商工観光関係事業	市村有観光施設	<p>○現況</p> <p>・盛岡市</p> <p>①盛岡市観光文化交流センター ②もりおか啄木・賢治青春館 ③啄木新婚の家 ④上の橋観光バス駐車場 ⑤盛岡山車資料館</p> <p>・玉山村</p> <p>①総合交流ターミナル施設 ②岩洞湖家族旅行村(県から管理委託) * テニスコートなど一部に村の施設を含む。 ③東北自然歩道(県から管理委託) ④桜の里</p>	<p>・現行どおりとする。</p> <p>・総合交流ターミナル施設、岩洞湖家族旅行村及び桜の里は、合併時から玉山総合事務所で所管する。</p> <p>・東北自然歩道は、環境企画課で所管する。ただし、日常管理業務は玉山総合事務所が担当する。</p>
	玉山村勤労者研修センター	<p>○現況</p> <p>1 文化会館で管理しており、維持管理予算も文化会館で行っている</p> <p>2 当該施設は文化会館と設置場所が異なり、貸し出し業務は個人に委託</p> <p>3 使用の場合は、文化会館で使用申込を行い、管理委託者に提示</p> <p>4 利用状況(平成16年度)</p> <p>件数:276件 利用人数:3,451人</p> <p>5 建設経緯等</p> <p>平成9年度電源地域産業再配置促進費補助金を活用 総事業費:43,915千円 補助金額:31,200千円 電源地域産業再配置促進費補助金は、工場の移転等とセットで活用でき、「研修館等の社会教育施設」としての設置もOKであったことから、玉山村の企画部門と文化会館で建設当初の計画段階から担当した経緯がある。</p> <p>6 担当 玉山村文化会館 現在の使用実態は、年間を通じて陶芸・短歌・ギターなどの教室を開催する場所として、公民館的利用がなされている。</p> <p>7 その他 30人及び20人程度の会議室が各1室、小ホール、事務室、トイレ(平屋建て)</p>	<p>・現行どおりとする。名称を「市民勤労者研修センター」とし、管理は文化会館が担当する。</p>
	部会制度	<p>○現況</p> <p>・盛岡市</p> <p>農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地部会・農業振興部会・農政部会の3部会を設置し、各部会の所掌事項を処理している。</p> <p>・玉山村</p> <p>玉山村は、部会を設置していない。</p>	<p>・合併時に盛岡市の例により統合する。</p>

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容																
	地区調査会制度	<p>○現況</p> <p>・盛岡市 市域を8地区に分けて地区調査会を置き、農業委員会の総会及び各部会に付議すべき議案の事前調査並びに農業及び農村に関する事項についての調査を実施している。</p> <p>・玉山村 玉山村は、地区調査会を設置していない。</p>	<p>・合併時に盛岡市の例により統合する。</p>																
	小学校・中学校学 齢簿等	<p>○現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 50%;">盛 岡 市</th> <th style="width: 45%;">玉 山 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小 中 学 校</td> <td>学齢簿の管理</td> <td>学齢簿管理システムにより管理している。住民記録システムと連動</td> <td>カード方式により管理している。</td> </tr> <tr> <td>就学に関する事務</td> <td>「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領」に基づき、事務を行っている。</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>転校手続</td> <td> <p>・転入、転出の場合 市民登録課での転出入の受付分は、市民登録課(学齢簿管理システム設置済)が就学通知等を発行している。</p> <p>青山支所での転出入の受付分は、学校管理課とファックスで交信して青山支所が暫定的に通知し、その後学校管理課が保護者に通知書等を郵送している。</p> <p>その他の支所での受付分は、学校管理課に手続</p> <p>・転居の場合 すべての転居受付分について、学校管理課が通知書を交付している。</p> </td> <td style="text-align: center;">学校教育課対応</td> </tr> <tr> <td>スクールバス</td> <td>直営 1台(市所有)・委託 2台</td> <td>運転業務委託 3台(村所有)</td> </tr> </tbody> </table>		盛 岡 市	玉 山 村	小 中 学 校	学齢簿の管理	学齢簿管理システムにより管理している。住民記録システムと連動	カード方式により管理している。	就学に関する事務	「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領」に基づき、事務を行っている。	なし	転校手続	<p>・転入、転出の場合 市民登録課での転出入の受付分は、市民登録課(学齢簿管理システム設置済)が就学通知等を発行している。</p> <p>青山支所での転出入の受付分は、学校管理課とファックスで交信して青山支所が暫定的に通知し、その後学校管理課が保護者に通知書等を郵送している。</p> <p>その他の支所での受付分は、学校管理課に手続</p> <p>・転居の場合 すべての転居受付分について、学校管理課が通知書を交付している。</p>	学校教育課対応	スクールバス	直営 1台(市所有)・委託 2台	運転業務委託 3台(村所有)	<p>・学齢簿は盛岡市のシステムに統合する。</p> <p>・就学事務は盛岡市の取扱要領に基づき処理する。</p> <p>・玉山事務所に学齢簿管理システムを設置し、転校に伴う所要の事務を行う。</p>
	盛 岡 市	玉 山 村																	
小 中 学 校	学齢簿の管理	学齢簿管理システムにより管理している。住民記録システムと連動	カード方式により管理している。																
	就学に関する事務	「盛岡市立小学校及び盛岡市立中学校の就学に関する事務取扱要領」に基づき、事務を行っている。	なし																
	転校手続	<p>・転入、転出の場合 市民登録課での転出入の受付分は、市民登録課(学齢簿管理システム設置済)が就学通知等を発行している。</p> <p>青山支所での転出入の受付分は、学校管理課とファックスで交信して青山支所が暫定的に通知し、その後学校管理課が保護者に通知書等を郵送している。</p> <p>その他の支所での受付分は、学校管理課に手続</p> <p>・転居の場合 すべての転居受付分について、学校管理課が通知書を交付している。</p>	学校教育課対応																
スクールバス	直営 1台(市所有)・委託 2台	運転業務委託 3台(村所有)																	

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容																								
25-4 広報広聴事業	もりおか市議会だより	<p>○ 現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">盛 岡 市</th> <th style="width: 35%;">玉 山 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>もりおか市議会だより</td> <td>玉山村議会広報</td> </tr> <tr> <td>発行回数</td> <td>年4回定例会毎に発行</td> <td>年4回定例会毎に発行</td> </tr> <tr> <td>仕様等</td> <td>原則として翌月15日発行 必要に応じ臨時に発行 タブロイド判8ページ</td> <td>原則として翌々月の初旬発行 必要に応じ臨時に発行 A4判2色刷概ね16～20ページ</td> </tr> <tr> <td>配布方法</td> <td>区域内世帯に地区担当員を介し全戸配布</td> <td>区域内世帯に地区行政連絡員を介し全戸配布</td> </tr> <tr> <td>編集委員会</td> <td>議会だより編集委員会 各会派1名及び正副議長で構成 任期2年</td> <td>議会広報調査特別委員会 委員6名を議長が選任 議員中任期</td> </tr> <tr> <td>点字議会だより</td> <td>年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>声の議会だより</td> <td>年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		盛 岡 市	玉 山 村	名称	もりおか市議会だより	玉山村議会広報	発行回数	年4回定例会毎に発行	年4回定例会毎に発行	仕様等	原則として翌月15日発行 必要に応じ臨時に発行 タブロイド判8ページ	原則として翌々月の初旬発行 必要に応じ臨時に発行 A4判2色刷概ね16～20ページ	配布方法	区域内世帯に地区担当員を介し全戸配布	区域内世帯に地区行政連絡員を介し全戸配布	編集委員会	議会だより編集委員会 各会派1名及び正副議長で構成 任期2年	議会広報調査特別委員会 委員6名を議長が選任 議員中任期	点字議会だより	年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者	—	声の議会だより	年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者	—	<p>(協定内容) 「合併時に盛岡市の例により統合する」</p> <p>・合併時に盛岡市の例により統合する。玉山村議会の12月定例会分は合併臨時号に掲載する。</p>
	盛 岡 市	玉 山 村																									
名称	もりおか市議会だより	玉山村議会広報																									
発行回数	年4回定例会毎に発行	年4回定例会毎に発行																									
仕様等	原則として翌月15日発行 必要に応じ臨時に発行 タブロイド判8ページ	原則として翌々月の初旬発行 必要に応じ臨時に発行 A4判2色刷概ね16～20ページ																									
配布方法	区域内世帯に地区担当員を介し全戸配布	区域内世帯に地区行政連絡員を介し全戸配布																									
編集委員会	議会だより編集委員会 各会派1名及び正副議長で構成 任期2年	議会広報調査特別委員会 委員6名を議長が選任 議員中任期																									
点字議会だより	年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者	—																									
声の議会だより	年4回 市内居住の視覚障害者のうち希望者	—																									

Ⅲ 盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について

1 盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について

盛岡市・玉山村合併協議会は、平成18年1月9日（合併の日の前日）をもって廃止するものとする。

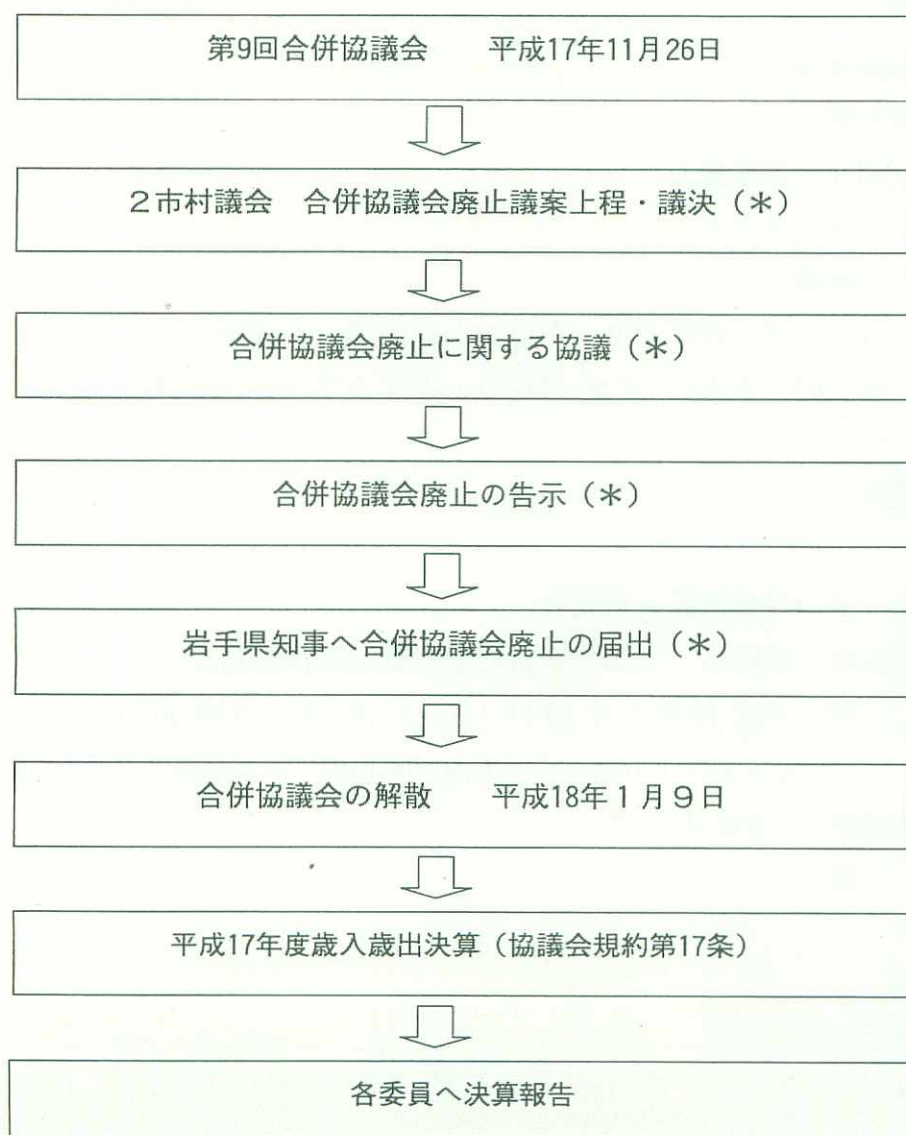
2 平成17年度歳入歳出決算の取扱いについて

平成17年度の決算については、次のとおり取扱うものとする。

- ① 協議会の収支は、協議会規約第17条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者から監査を受けるものとする。
- ② 監査の結果については、速やかに報告書を作成し、委員であった者に通知するものとする。
- ③ 盛岡市・玉山村合併協議会に属する財産及び事務については、盛岡市にすべて引き継ぐものとする。

【参 考】

【合併協議会解散までの手続きについて】（*）は地方自治法第252条の6による手続き



IV 合併記念式典及び合併記念祝賀会について

1 盛岡市・玉山村合併記念式典

- (1) 実施主体 盛岡市
- (2) 日 時 平成 18 年 1 月 10 日 (火) 午後 3 時～4 時 30 分
- (3) 場 所 盛岡市民文化ホール (大ホール)
- (4) 案内者数 1,312 人
- (5) 内 容
 - ①ビデオ上映
 - ②開式のことば
 - ③市民歌斉唱
山王小学校児童の合唱
 - ④式辞
 - ⑤挨拶
 - ⑥表彰状贈呈
 - ⑦来賓祝辞
 - ⑧来賓紹介～祝電披露
 - ⑨アトラクション
巻堀神楽
合併ソング「たびだち～もりおかの四季～」ほか
～細江紀子さん(ソプラノ歌手)と児童合唱(山王小学校及び渋民小学校)
 - ⑩閉式のことば

2 盛岡市・玉山村合併記念祝賀会

- (1) 実施主体 盛岡市・玉山村合併記念祝賀会実行委員会
- (2) 日 時 平成 18 年 1 月 10 日 (火) 午後 5 時～6 時 30 分
- (3) 場 所 ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING (メトロポリタンホール)
- (4) 案内者数 1,312 人
- (5) 内 容
 - ①開会
 - ②挨拶
 - ③鏡開き
 - ④乾杯

⑤アトラクション

山岸獅子踊

⑥万歳三唱

⑦閉会

(6) 会 費 会費制 (4,000 円) で行う。

3 記念品

記念品として、後日、合併記念誌を送付する。

(参 考)

盛岡市・玉山村合併記念祝賀会実行委員会委員名簿

(敬称略)

盛岡市		玉山村	
役職名	氏 名	役職名	氏 名
盛岡市・玉山村合併協議会 委員	工 藤 由 春	盛岡市・玉山村合併協議会 委員	大 山 正 志
〃	斎 藤 育 夫	〃	佐 藤 登
〃	館 澤 公 紀	〃	福 田 稔
〃	村 井 政 吉	〃	寺 口 市右衛門
〃	氏 家 満喜子	〃	皆 川 ミエ子
〃	佐々木 聡	〃	岩 崎 隆
〃	池 田 克 典	〃	竹 田 孝 男

盛岡市・玉山村合併記念式典等案内者

総務大臣	1
国会議員	8
岩手県議会議員	15
岩手県関係	18
国の機関	36
県内市長	13
県内市議会議長	13
広域町村長	6
広域町村議会議長	6
市長会	3
市議会議長会	1
岩手県町村会, 町村議長会	2
市・村議会議員	56
前元市・村議会議長	12
市・村教育委員会	12
市・村選挙管理委員会	8
市・村監査委員	4
市公平委員会	3
市・村固定資産評価審査委員会	6
市・村農業委員会	50
市三役等	5
元市三役	5
元村三役	7
市・村部課長等	156
市・村消防団	49
市・村交通指導隊	12
盛岡市・玉山村合併協議会委員	2
市勢振興功労者	57
村勢振興功労者	104
広域行政事務組合消防本部	5
一部事務組合	5
農林団体	24
商工団体	20
金融機関	13
報道機関	21
保健・衛生関係	23
学校関係	7
地域・福祉関係	35
町内会長・自治会長	372
社会教育・文化関係	18
その他の団体	30
市各種審議会等	45
村各種審議会等	19
その他	5
合 計	1,312 人